各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長(公印省略)

「オンライン診療の適切な実施に関する指針」の改訂について

オンライン診療については、これまで「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について」(平成9年12月24日付け健政発第1075号厚生省健康政策局長通知)において、その基本的な考え方や医師法(昭和23年法律第201号)第20条等との関係から留意すべき事項を示すとともに、その後の当該通知の二度に渡る改正と「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について」(平成29年7月14日付け医政発0714第4号厚生労働省医政局長通知)において、その基本的な考え方等の明確化を図ってきた。また、オンライン診療の適切な普及のためには、その医療上の必要性、安全性、有効性等を担保する必要があり、オンライン診療を行うに当たり必要なルールについて、「「オンライン診療の適切な実施に関する指針」の策定について」(平成30年3月30日付け医政発0330第46号厚生労働省医政局長通知。以下「指針」という。)によりお示ししたところである。

さらに、オンライン診療の普及、技術革新等の状況を踏まえ、定期的に指針の内容の見直しを行う必要があることから、厚生労働省においては、平成31年1月から「オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会」(以下「検討会」という。)を開催し、指針の見直しについて検討を行い、令和元年7月に指針の改訂を行った。その後、新型コロナウイルス感染症の流行拡大の状況に鑑みた時限的・特例的措置の実施状況も踏まえ、さらに検討会での検討が行われてきた。

今般、検討会における結論を踏まえ、別紙のとおり指針を改訂したので、貴職におかれてはこれを御了知の上、貴管下保健所設置市(特別区を含む。)、関係機関、関係団体等に対する周知徹底をお願いする。